

厚生労働省発健0401第1号

平成26年4月1日

沖縄県知事 殿

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

平成26年度沖縄振興公共投資交付金（水道施設整備に関する事業）の交付について

標記交付金については、別紙「平成26年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱（水道施設整備に関する事業）」により行うこととされ、平成26年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

平成26年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱（水道施設整備に関する事業）

（通則）

第1 沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日府沖振第148号・警察庁甲官発第136号・総官企第161号・24文科施第9号・厚生労働省発会0406第4号・23地第483号・平成24・03・28財地第1号・国官会第3338号・環境会発第120406012号）（以下「制度要綱」という。）に基づく沖縄振興公共投資交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2 この交付金は、沖縄県（以下「補助事業者」という。）が行う水道法（昭和32年法律第177号）第3条に基づく水道用水供給事業の用に供する施設（以下「沖縄水道水源開発等施設」という。）を整備する場合において、当該施設が水道法第5条に規定する施設基準に適合し、かつ、別表第1の第2欄に掲げる交付基準に該当するときに、同表の第4欄に掲げる施設を整備するための事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を補助事業者が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）（以下「交付対象事業」という。）に要する費用を交付の対象とする。ただし、交付対象事業に要する費用（複数年度にわたって継続実施される事業にあつては、当該複数年度全体の事業に要する費用の合計。）が100,000千円に満たないものを除く。

（交付対象事業費）

第3 この交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、別表第2に定める算定基準により、それぞれ算定された額（実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。）の合計額とする。ただし、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第7条第1項の規定により負担する負担金の額及びこれに準ずる多目的ダム

の共同施設の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の持分権の取得に要する費用については、厚生労働大臣が認める費用の負担の方法及び割合の基準により算定された水道負担額とする。

2 PFI事業の実支出額は、別表第1の第4欄に掲げる施設を補助事業者が買収するために必要な費用（施設の維持・管理費用及び金利分を除く。）とする。

（交付額）

第4 厚生労働大臣は、制度要綱第11により、内閣総理大臣から移替えられた交付金について、沖縄振興交付金事業計画に掲げる交付対象事業に要する費用を補助事業者に交付する。

（交付額の算定方法）

第5 この交付金の交付額は、交付対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額（以下「交付基本額」という。）に、別表第1に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てるものとする。

（交付の条件）

第6 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 事業計画の変更

ア 交付金の交付の対象となった交付対象事業の計画について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(ア) 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合

a 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

b 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

c 規模の変更で交付金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

(イ) 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあっては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施行延長の30%以上の増

減が生じた場合

(ウ) 事業に要する経費の配分変更であって、次の事項を変更しようとする場合

a 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

b 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

イ アにより承認を受けようとするときは、別紙様式1により事業計画変更承認申請書又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を添付して厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式2により厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。なお、(ア)の場合は当該年度の2月20日までに報告しなければならない。ただし、翌年度に繰り越した事業は、(ア)の場合、若しくは(1)の事業計画の変更があった場合に限る。

(ア) 交付対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

(イ) 交付対象事業が、当該交付金の交付の決定の内容となった交付対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより交付金の一部が不用となる場合

(ウ) 交付対象事業が災害を受けた場合

(エ) 工事竣工期日が30日以上遅延する場合

(3) 事業の中止又は廃止

交付対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式2による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを厚生労働大臣に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 状況報告

厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(5) 財産処分の制限

ア 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具であ

ってその単価が50万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

イ 厚生労働大臣の承認を受けてアの財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 財産の管理及び運営

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業の経理

交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(8) 契約時の措置

工事契約締結の際は「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

(申請手続)

第7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

第8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加

交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第7に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

（補助金の概算払い）

第9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

（交付決定までの標準的期間）

第10 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

（実績報告）

第11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式5による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は平成27年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、平成27年4月30日までに別紙様式6による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、第7の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを交付金から減額して報告しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第12 補助事業者は、第7の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額（第11の2の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式3により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

（その他）

第13 特別の事情により第2、第3、第5、第7、第8及び第11に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表第1

1 区 分	2 交付基準	3 交付率	4 交付対象施設	備 考
<p>沖縄水道水源開発等施設整備</p>	<p>沖縄県が行う水道用水供給事業の用に供する施設を整備する以下の事業であること。</p> <p>1 水源施設</p> <p>(1) ダム建設負担金 水源施設であって、ダム建設に要する費用を負担するものであること。</p> <p>(2) 西系列等水源開発施設</p> <p>ア 水源等施設 水源施設であって、取水施設、貯水施設を整備する事業であること。</p> <p>イ 導水施設 水源施設であって、導水施設を整備する事業であること。</p> <p>ウ 海水淡水化施設 水源施設であって、海水淡水化施設を整備する事業であること。</p> <p>2 水道用水供給施設</p> <p>(1) 共同施設</p> <p>ア 水道用水供給施設であって、水道用水供給事業、工業用水道事業が共同で施設を整備する事業であること。</p> <p>イ アのうち、基幹的な水道施設として内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めた施設を整備する事業であること。</p> <p>(2) 専用施設 水道用水供給施設であって、水道用水供給事業が専用で施設を整備する事業であること。</p> <p>3 浄水場排水処理施設 浄水場から発生する排水等の処理を行う施設を整備する事業であること。</p>	<p>9 / 10</p> <p>8.5 / 10</p> <p>8 / 10</p> <p>8.5 / 10</p> <p>3 / 4</p> <p>9 / 10</p> <p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p>	<p>1 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水施設 (2) 貯水施設 (3) 導水施設 (4) 海水淡水化施設 (5) (1)～(4)の施設と密接な関連を有する施設</p> <p>2 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水施設 (2) 貯水施設 (3) 導水施設 (4) 浄水施設 (5) 送水施設 (6) 配水施設 (7) (1)～(6)の施設と密接な関連を有する施設 ただし、1に掲げる水源施設の交付対象となる施設を含まないものとする。</p> <p>3 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 排水調整施設 (2) 濃縮施設 (3) 脱水施設 (4) (1)～(3)の施設と密接な関連を有する施設 ただし、2に掲げる水道用水供給施設の交付対象となる施設を含まないものとする。</p>	

(注) 第5の「別表第1に掲げる率」は第3欄の交付率をいう。

別表第2

費目	種目	細分	算定方法	説明	
工事費	1 本工事費	材料費	直接工事費のうち、材料費については、別に定める主要資材単価表を標準とすること。	「本工事費」とは、当該施設の工事を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。	
		労務費	直接工事費のうち、労務費については別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。		
		直接経費	直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料（工事施工に直接必要とする分）、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。		「直接工事費」とは、工事の施工に直接必要とする材料費、労務費及び直接経費をいう。
		共通仮設費	間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な接機器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舍及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。 また、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省健康局長通知で示す「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。		「間接工事費」とは、直接工事費以外の工事費及び経費であって、共通仮設費及び現場管理費をいう。 「共通仮設費」とは、工事の施工に必要な運搬費、準備費、仮設費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費、安全費及び環境対策費に要する費用をいう。
		現場管理費	現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。		「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信通搬費その他に要する費用をいう。
一般管理費	一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、租税公課、旅費、その他に要する費用をいう。			

2 附帯工事費		附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。	「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。
3 用地費及び補償費	用地取得費 用地使用費 補償費	用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。	「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得または貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。
4 調査費		調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。	「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。 なお、水道広域化施設整備費のうち、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画以外の一般広域化施設整備費については対象外とする。
5 機械器具費		機械器具費については、適正な実支出額とする。	「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。 なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。
6 営繕費		営繕費については直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 合計額が 1,000万円以下の場合 5. 0% (2) 合計額が 1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 4. 0% (3) 合計額が 3,000万円をこえ10,000万円以下の場合 3. 0% (4) 合計額が10,000万円をこえる場合 2. 0%	「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。 なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。
7 工事雑費		工事雑費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計に直接施工のものにあつては4. 0%請負施工のものにあつては1. 5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。	「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であつて、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から貸金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。

事務費		<p>事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <table data-bbox="633 316 1328 467"> <tr> <td>(1) 合計額が1,000万円以下の場合</td> <td>5. 5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合</td> <td>3. 5%</td> </tr> <tr> <td>(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合</td> <td>2. 5%</td> </tr> <tr> <td>(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合</td> <td>2. 0%</td> </tr> <tr> <td>(5) 合計額が20億円をこえる場合</td> <td>1. 5%</td> </tr> </table>	(1) 合計額が1,000万円以下の場合	5. 5%	(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合	3. 5%	(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合	2. 5%	(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合	2. 0%	(5) 合計額が20億円をこえる場合	1. 5%	<p>「事務費」とは、補助事業者が事業施行のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p> <p>なお、水道広域化施設整備費のうち、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画以外の一般広域化施設整備費については、対象外とする。</p>
(1) 合計額が1,000万円以下の場合	5. 5%												
(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合	3. 5%												
(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合	2. 5%												
(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合	2. 0%												
(5) 合計額が20億円をこえる場合	1. 5%												

別紙様式 1
(交付申請書様式)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

沖縄県知事



平成 年度沖縄振興公共投資交付金（水道施設整備に関する事業）
の交付申請について

標記の交付金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 交付金申請額 金 円也
2. 事業の名称
3. 事業の施行目的（理由）及び効果
（記載上の注意）
沖縄水道水源開発等施設を整備し、又は実施をするに至った経緯及び事業の実施によって期待される効果を記述すること。
4. 水道（水道用水供給）事業認可年月日及び番号
5. 事業計画調書 別紙 (1)
6. 事業費所要額調書 // (2)
7. 算定基準による算定額明細書 // (3)
8. 財源調書 // (4)
9. 工事工程表 // (5)
10. 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書の写し
 - (2) 設計図面
 - ア. 各施設はそれぞれ次によって色分けすること。
当該年度交付対象事業・・・赤色
当該年度単独事業・・・赤（点線）
次年度以降の事業・・・緑色
前年度までの実施済事業分および既有施設・・・黒色
 - イ. 図面は全て実施設計とし、認可申請（届出）で使用したもの又は工事発注用などの図面を利用することを妨げないものとし、作成に当たっては、次の注意事項に従って正確、明瞭な図面を作成すること。

(水道水源施設及び水道用水供給施設の場合)

- a 一般平面図（縮尺任意）

給水区域を明示し、水源の位置、導送水路線、浄水場、配水管等の位置を記入したもの。

b 管路図（縮尺任意）

導水管、送水管について、管種、管径、延長等を記入したものとし、特殊工法による部分については、その旨明示したもの。

c 主要構造物配置平面図（縮尺任意）

水源地、取水場、浄水場、ポンプ場、配水池等の主要構造物の配置、周囲の地形、河川等の状況を示すとともに、主要な土木建築構造物の形状、寸法等の主要諸元を記入したもの。

（浄水場排水処理施設の場合）

a 一般平面図（縮尺任意）

給水区域を明示し、水源の位置、導送水路線、浄水場、配水管等の位置を記入したもの。

b 浄水場主要構造物配置平面図及び浄水場排水処理施設機械装置配置平面図（縮尺任意）

沈でん池、ろ過池等の主要構造物の配置、周囲の地形等の状況及び排水処理施設の機械装置等の配置の状況並びに付属配管を記入したもの。

（3）その他必要な参考資料

（記載上の注意）

- 1 追加交付（一部取消し）、事業計画変更及び経費の配分変更承認申請書の場合には、特に様式を定めるものを除き、当該変更部分上段に（ ）書きで変更前の金額等を記載すること。
- 2 変更申請の設計図面は、変更する工種のみについて作成すること。
- 3 PFI事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別紙（1）、（2）、（4）及び（5）を作成するとともに、PFI事業により取得する施設の整備に要する費用の内訳について別紙（3）を作成し、添付すること。

また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び後年度にわたる債務の負担について、議会で議決されていることを証する書類を添付すること。

事業計画調書

[沖縄水道水源開発等施設整備費の場合]
(水源施設の場合)

県名	沖縄県		ダム名		工業用水道事業者名		位置 左岸 右岸 建設の目的									
水系名		ダムの事業主体名		発電事業者名												
河川名		上水道事業者名		特定農業受益者名												
ダムの概要	流域面積	水位 △ E ・ L ・ M ▽	常時	最低水位 (E. C. M)	貯水量 (1,000m ³)										ダムサイトの地点	
	km ²		夏季		総量	有効量	サーチャージ	治水	不特定	特定かんがい	発電	上水道	工業用水道	堆砂量		
	湛水面積		洪水時	利用水深 (m)											湛水予定	一部
	km ²															
	型式	高さ (m)	長さ (m)	体積 (m ³)	越流頂 (E. L. M)	非越流頂 (E. L. M)	越流設備	放流設備	補償	水没戸数	道路その他	工期	ダム	年度まで 出来高		ダム
										戸			専用工事			専用工事
	区分	負担率 (未定、内定、確定)	計	年度まで	年度	年度	前年度まで	今年度以降	年度	年度	年度以降					
	国土交通省公共費	%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円					
	都市用水	上水道事業費														
		工水事業費														
発電事業費																
農業用水事業費																
下流増負担金																
雑収入その他																
年度別総事業費																

(注) 事業費は原則として共同費のみを記入し、各部門の専用事業費は含まない。

事業計画調書

(水道用水供給施設の場合)

県名		沖縄県		事業主体名			事業名		給水方式		用水供給		
許可年月日		許可番号		工期		目標年次	計画1日最大給水量	計画1日最大取水量		給水対象市町村名		総事業費	
年 月 日		第 号		年 月 ~ 年 月		年	m ³ /日	m ³ /日				千円	
事業の概要								水源(計画1日最大取水量)	種別、名称	前回計画	今回計画	差引増分	
事業計画	区分	全体事業											施行方法 施行場所 (記載上の注意) 1 直営、請負又は買収(PFI事業)の別を記載すること。 2 直営、請負及び買収を併合する場合は各々の事業内容の概要を記述すること。(例:請負施工、但し、資材購入のみは直営とする。) (記載上の注意) 基本施設を施設別に、その施工場所を記述すること。
		事業費	内 訳				年 次 計 画						
		本工事費	負担金	用地費等	調査費	事務費	年度 まで	年度	年度	年度	年度 以降		
	貯水施設	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	取水施設												
	導水施設												
	浄水施設												
	送水施設												
	配水施設												
	用地費及び補償費												
調査費													
事務費													
合計													
財源	交付金	水源											
		用水供給											
	県費補助金												
	起債												
その他													
									工事着工年月日		着工 平成 年 月 日		
									及び竣工年月日		竣工 平成 年 月 日		

事業計画調書

(浄水場排水処理施設の場合)

1. 浄水場 (1) 浄水方法及び浄水施設 (2) 浄水能力
2. 排水処理施設 (1) 排水処理方法及び処理施設 (2) 処理能力 (3) 施工方法 (4) 施工場所 (5) 工事着工年月日及び竣工年月日
3. 水道事業認可年月日及び番号

別紙(2)

事業費所要額調書

a	b	c	d	e	f	g	h	i	j(h-i)
項 目	総事業費	寄附金その他の収入額	単独事業費	差引額 ・b-c又はb-d のいずれか 少ない額	算定基準による算定額	交付基本額 ・e又はfのい ずれか少 ない額	交付金 所要額	仕入れに係る 消費税等 相当額	要交付金
本工事費	円	円	円	円	円	円	/	/	/
用地費及び補償費									
調査費									
事務費									
その他									
合計									

(記載上の注意)

- 「総事業費」欄には、本年度の事業に対する事業費の総額(単独事業費を含む)を記入すること。
- 「寄附金その他の収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、拡張等により既設施設の不用残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
- 「単独事業費」欄には、事務所、倉庫、門、へい、植樹、その他当該水道施設の維持管理に必要な施設の施設の新設又は増設に要する費用及び別表2に定める以外の事業費並びに事業実施計画上交付対象外とした経費を記入すること。
- 「差引額」欄には、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」及び「単独事業費」のいずれか額の大きいものを差し引いた額を記入すること。
- 「算定基準による算定額」欄には、別紙(3)による算定額を種目別に記入すること。
- 「交付基本額」欄には、種目別に「差引額」又は「算定基準による算定額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 「交付金所要額」欄には、「交付基本額」に交付要綱別表第1に定める交付率を乗じて得た額を記入し、千円未満は切捨てること。
- 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
- 「要交付金」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、「交付金所要額の合計」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「交付金所要額」を記入すること。
- 「特定多目的ダム法第7条第1項の規定により負担する負担金及びこれに準ずる多目的ダム等の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の持分権の取得に要する費用」については、「種目」欄の区分を「負担金」又は「分担金」と記入すること。
- 種目「その他」欄には、別表第2に定める以外の事業費(例えばPFI事業、建設利息等)を記入すること。

別紙(3)

算定基準による算定額明細書

工事費総括書

費 目	種 目 別	施 設 別	単 位	算定基準による算定額				備 考
				変 更 前		変 更 後		
				数 量	金 額	数 量	金 額	
工 事 費	本 工 事 費 (含附帯工事費)	直 接 工 事 費 共 通 仮 設 (純工事費) 現 場 管 理 費 (工事原価) 一 般 管 理 費			円		円	
事 務 費	用 地 費 及 び 補 償 費 調 査 費 工 事 雑 費							
合 計								

別紙(4)

財源調書

総 事 業 費	財 源 内 訳				
	交 付 金	起 債 額	企業会計特別会計	一 般 会 計	そ の 他
円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

PFI事業において、買収に要する費用を割賦払いの方法により、後年度にわたり支出する場合は、後年度支出分を上段()で別掲すること。

別紙様式 2

平成 年度沖縄振興公共投資交付金（水道施設整備に関する事業）事業状況報告書
 （交付要綱第6の（2）工期の変更等及び第6の（3）事業の中止又は廃止の記載例）

番 号
 年 月 日
 沖縄県知事 印

(a) 交付対象事業名						(b) 事業費							
〇〇〇〇事業						交付基本額			交付額				
						円			円				
(c) 事業着手年月日		(d) 交付金 指令済額		(e) 交付金受入調書				(f) 交付額繰越(不用)予定額					
平成 年 月 日		(イ) 円		受入済額		受入予定額		計		(イ)-(ロ) 円			
				円		円		円					
(g) 3月31日まで事業費支出確定予定額の算出基礎						(h) 事業費繰越(不用)予定額			(i) 事業竣工予定年月日				
(ハ) 事業費支出義務確定額				(ニ) 事業費 支払予定額		(ホ) 3月31日まで事業費支出確定予定額(ハ)+(ニ)							
支払済額		支払義務額		計		円			円				
円		円		円		円			平成 年 月 日				
(j) 事業費支払確定予算額及び事業費繰越予算額内訳													
交付対象事業内容							事業費支払確定予定額		事業費翌年度繰越予定額又は不用予定額		備考		
種別	工種	品種	刑状寸法	数量	単位	金額	数量	金額	数量	金額			
貯水	ダ ム					円		円		円			
取水	取水口	P F C	25.0×3.30m	2	連		2						
	取水ポンプ	立形斜洗ポンプ	口径50mm	2	台								
導水	導水管	P S 管	φ1800mm	1170	m		1170						
	分水井	R E C	12.0m×9.0m	1	井		1						
浄水	急速ろ過池	R E C	14.4m×11.2m	8	池		8						
	送水ポンプ	両吸込渦巻ポンプ	口径250mm	4	台			0	4				
送水	送水管	C I P	φ1100mm	2000	m			0	2000				
	小計					〇〇〇							
附帯雑費													
合計													
繰越又は不用となった理由													
その他の参考事項 交付基本額算出方式													

(記載上の注意)

- 1 交付金受入調書中受入予定額とは、当該期日（翌年度への繰越事業の場合は3月31日）までに事業費支出確定予算額に相当する交付額より受入済額を控除した額をいう。
- 2 事業費支出義務確定額（ハ）とは、交付対象事業がすでに完成された分（法律上の給付行為）に対する事業費の支出済額及び支払義務額（現在までの支払義務確定額）をいう。
- 3 事業費支出予定額（ニ）とは、交付対象事業の未完成部分について当該期日（翌年度への繰越事業の場合は3月31日）までに完成の見込ある事業に要する費用をいう。
- 4 事業費支払確定予定額（ホ）とは、（ハ）欄計及び（ニ）の合計額をいう。
- 5 事業費繰越（不用）予定額（h）とは、交付基本額より当該期日（翌年度への繰越事業の場合は3月31日）までに完成の見込ある事業に要する費用を減じた額である。
- 6 事業中止又は廃止したときは、「繰越不用となった理由」欄を「中止又は廃止となった理由」と読み替える。

厚生労働大臣 殿

沖縄県知事



平成 年度沖縄振興公共投資交付金（水道施設整備に関する事業）
仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった交付金について、沖縄振興公共投資
交付金交付要綱第12の1の規定に基づき、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）別添参考となる書類（金額の積算の内訳等）

国		地方公共団体											備考	
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入			歳出								
			科目	予算科目	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	翌年度繰越額	うち交付金相当額		

(記載上の注意)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。ただし、各省各庁の長が交付金等を交付要綱又は交付条件等によって交付事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する交付金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する交付金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載する。
- 「地方公共団体」の「科目」は歳入においては款項目節を、歳出にあつては、款項目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては前記1ただし書により国の歳出予算科目欄において交付事業等に要する経費の配分に応じて交付金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目的内訳として記載する。
- 「予算現額」は歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る交付金額についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に交付金額を内書き（ ）をもって附記すること。
- PFI事業において、買収に要する費用を割賦払いの方法により、後年度にわたり支出する場合は、後年度支出分を上段（ ）で別掲すること。

別紙様式 5

(事業実績報告書様式)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

沖縄県知事 印

平成 年度沖縄振興公共投資交付金（水道施設整備に関する事業）
の事業実績報告について

平成 年度に交付金を受けた標記事業が完了したので、平成 年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱（水道施設整備に関する事業）第11の規定に基づき、次のとおり事業実績を報告する。

- 1 交付金精算額 金 円也
- 2 工事期間
着 工 平成 年 月 日
しゅん工 平成 年 月 日
- 3 交付申請及び計画変更申請の手續状況
 - (1) 交付申請 平成 年 月 日 第 号
交付決定 平成 年 月 日 厚生労働省発健第 号
 - (2) 計画変更申請 平成 年 月 日 第 号
承認 平成 年 月 日 厚生労働省発健第 号
- 4 工事施工方法 別紙(1)
- 5 事業費精算額調書 // (2)
- 6 算定基準による算定額明細書 // (3)
- 7 工事設計書 // (4)
- 8 財源調書 // (5)
- 9 残存物件調書 // (6)
- 10 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算（見込）書の写し
 - (2) 精算設計図面（交付申請書に添付した設計図面に準じて作成すること。
ただし、交付申請時と全く同じ場合は除くことができる。）
 - (3) 請負及び竣工検査調書 別紙(7)
 - (4) その他必要な参考資料

(記載上の注意)

- 1 交付事業を翌年度へ繰り越した場合にあっては「平成 年度（平成 年度への繰越分）沖縄振興公共投資交付金（水道施設整備に関する事業）事業実績報告書」と記入すること。

2 事業実績報告書の記載に当たっては、申請時と精算時において変更のある場合は、特に様式を定めるものを除き当該変更部分の上段に（ ）書きで申請時の内容を記載すること。

3 PFI事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別紙（2）及び（5）を作成するとともに、PFI事業により取得した施設の整備に要した費用の内訳について別紙（3）を作成し、添付すること。

また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び施設の所有権が選定事業者から移転されたことを証する書類を添付すること。ただし、年度ごとの支出計画については、申請時に添付した書類と同じ場合は省略することができる。

別紙(1)

工事施行方法 (記載例)

工 種 別	原 材 料	工事施行	工 事 請 負 会 社 名
取 水 堰 堤	請 負	請 負	○ ○ 会 社
送 水 管	直 営	請 負	
○ ○ ○	○ ○	○ ○	

(記載上の注意)

P F I 事業の場合は「買取」と記入すること。

別紙(2)

事業費精算額調書

a 種 目	b 総事業費	c 寄附金 その他の 収入額	d 単独 事業費	e 差引額 (b-c又は b-dのい ずれか少 ない額)	f 算定基準 による 算 定 額	g 交 付 金 基 本 額	h 交 付 金 所 要 額	i 仕入れに 係る消費 税等相当 額	j 要交付金	k 交付金受 入額及び 受入れ予 定額	l 差引交付 金過△不 足額
本工事費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
用地費及 び補償費											
調査費											
事務費											
その他											
合 計											

(記載上の注意)

- 「種目」欄から「要交付金」欄までの記載上の注意は申請書様式の記載上の注意と同様である。
- 「交付金受入額及び受入予定額」欄には、本事業実績報告までの交付を受けた交付金の受入済額と受入予定額の合計を記入すること。

算定基準による算定額明細書

1 工事費総括書

費目	種目別	施設別	単位	算定基準による算定額				備考
				申請時		精算時		
				数量	金額	数量	金額	
工事費	本工事費 (含附帯工事費)	直接工事費 共通仮設費 (純工事費) 現場管理費 (工事原価) 一般管理費		円		円		
事務費	用地費及び補償費 調査費 工事雑費							
合計								

2 本工事費内訳書 (記載例)

費目	種目別	施設別	工種別	形状寸法等	単位	算定基準による算定額		備考
						精算時		
						数量	金額	
工事費	本工事費 (含附帯工事費)	取水施設	さく井工	φ 200mm、L=80m	本		円	
			取水ポンプ室築造工	RC造	n ²			
			取水ポンプ設備工	〇〇型、Q=〇L/分	台			
			〇〇〇	W L H				
		浄水施設	着水井築造工	RC造 (〇m×〇m×〇m)	池			
			凝集池築造工	RC造 (〇m×〇m×〇m)	〃			
			薬注設備工		式			
			混和池築造工	RC造 (〇m×〇m×〇m)	池			
			薬品混和設備工	〇〇ミキサー	式			
			受変電設備工		〃			
			計装設備工		式			
			〇〇〇					
			敷地造成工		n ²			
			場内配管工	DCIP φ 200mm	m			
			〇〇〇					
		送水施設	送水管布設工	SP φ 1500mmシールド	m			
				SP φ 1000mm推進	〃			
				DCIP φ 600mm開削	〃			
			水管橋下部工		式			
			水管橋上部工	逆三角トラス、3桁	m			
			加圧ポンプ室築造工	RC造	n ²			
			加圧ポンプ設備工	〇〇型、Q=〇L/分	台			
			〇〇〇					
		配水施設	配水池	RC造	池			
			配水管布設工	DCIP φ 400mm開削	m			
		(直接工事費)						
	共通仮設費	運搬費						
		準備費						
		仮設費						
		〇〇〇						
		安全費						
		計						
	(純工事費)							
	現場管理費							
	(工事原価)							
	一般管理費							
	計							
合計								

(記載上の注意)

- 1 本表は、工事発注単位ごとに工事の名称を付して当該年度に交付対象となる工事費について記載すること。
- 2 「施設別」欄には、貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設の別と共通仮設費、現場管理費、一般管理費の別を記載すること。
- 3 「工種別」欄には、工事の種別を記載すること。
- 4 「形状寸法等」欄には、構造、材質、型式、形状寸法等を記載すること。

- 5 「算定基準による算定額」欄には、交付要綱別表第2に定める算定基準により算定した額を記載すること。
- 6 特定多目的ダム法第7条第1項の規定により負担する負担金又はこれに準ずる多目的ダム等の負担金若しくは分担金については、「工種別」欄に「〇〇ダム負担金」等と記載し、「協定書等」を添付すること。
- 7 直営で施工する場合又は資材を支給して工事を施工する場合には、その旨「備考」欄に記載すること。

3 用地費及び補償費内訳（記載例）

種 別	施 設 別	対象物件	単 位	精 算 時			備 考
				数 量	単 価	金 額	
用地取得費	〇〇浄水場用地	水 田			円	円	
区分地上権	△△配水池用地	山 林					
用地使用費	送水管路用地	”					
補償費	送水管布設仮設道路	宅 地					
	〇 〇 配 水 池	立木(杉)					
	〇 〇 〇 〇 〇						
計							

4 調査費内訳（記載例）

施 設 別	工 種 別	形 状 寸 法 等	単 位	算定基準による算定額		備 考
				精 算 時		
				数 量	金 額	
貯水施設	〇〇ダム地質調査	ボーリング	本		円	
	〇〇ダムサイド測量		m ²			
	工事用道路測量		m			
取水施設	〇〇ポンプ場実施設計		式			
導水施設	導水トンネル路線測量		m			
浄水施設	〇〇浄水場測量		m ²			
	〇〇浄水場実施設計	沈澱池・ろ過池	式			
送水施設	送水管路線測量	〇〇地区	m			
	送水管路線実施設計	〇〇地区	式			
配水施設	配水池地質調査	(DCIP、φ600mm)	”			
計						

（記載上の注意）

本表は、調査の名称を付して、当該年度に交付金の対象となる調査費全体について記載すること。

5 工事雑費内訳

細 目	種 別	単 位	精 算 時			備 考
			数 量	単 価	金 額	
				円	円	
計						

6 事務費内訳

細 目	種 別	単 位	精 算 時			備 考
			数 量	単 価	金 額	
				円	円	
計						

別紙(4)

工事設計書 (記載例)

〇〇工事設計書

1 工事計画概要

本浄水池は、容量〇〇立方メートル、一日最大配水量の〇時間分あたり、縦〇メートル、横〇メートル、深さ〇メートル（有効水深）の鉄筋コンクリート造りで、中に隔壁を設け、土覆い〇メートルのものである。

工 種	名 称	形状寸法	単 位	精 算 時			備 考
				数 量	単 価	金 額	
浄水池構造	掘さく工 基礎栗石工 コンクリート工 型枠工 〇 〇 〇 合 計				円	円	

(記載上の注意)

PFI事業の場合は、備考欄に「PFI事業」と記入すること。

別紙(5)

財源調書

総 事 業 費	財 源 内 訳				
	交 付 金	起 債 額	企業会計特別会計	一 般 会 計	そ の 他
円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

申請書様式の記載上の注意と同様である。

別紙(6)

残存物件調書

原 材 料		購入量	単 位	使 用 数 量			残 余 材 料 (手持分を除く)			評 価 額 算定方法	備 考
品 名	形状寸法			購入分	手持分	計	数 量	評 価 額			
								単 価	金 額		

(記載上の注意)

- 1 本表は、工事において残材を生じた場合に作成すること。
- 2 工事を請負により施行した場合及びPFI事業の場合は作成する必要はない。ただし、資材を請負業者に支給する場合は記入すること。

別紙(7)

請負及び竣工検査調書

請負工事名	施行場所	形状寸法等	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備考
								検査年月日	検査員 職・氏名		
第〇〇工区 水道管路 布設工事	〇〇市 〇〇町 ×丁目	配水管DPI 50~150	〇〇〇 m	(100,000) 150,000	(99,000) 140,000	〇〇〇〇	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	平成 年 月 日	〇〇〇	一般競争 入札	

(記載上の注意)

1. 請負契約書に基づき1契約毎に記載する。
2. 請負契約に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を（ ）書きで上段に記載すること。
3. 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
4. 形状寸法等の欄には、工種毎の主要な設備、管路の概況について記載すること。
5. PFI事業の場合も、この表に準じて作成すること。また、契約方式欄に「PFI事業」と記入すること。

厚生労働大臣 殿

沖縄県知事 印

平成 年度沖縄振興公共投資交付金（水道施設整備に関する事業）事業年度終了実績の報告について

平成 年 月 日厚生労働省発健第 号をもって交付決定を受けた標記については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第14条後段の規定により、関係書類を添え、別表のとおり報告する。

別表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費	交付基本額	交付金額	事業費支払実績(見込)額	事業進捗率	交付金受入額	事業費	交付金額	着手年月	完了予定年月	
	円	円	円	円	%	円	円	円			